

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険関係事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

## 評価実施機関名

埼玉県 ふじみ野市長

## 公表日

令和6年3月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2 (情報照会) ・番号法第19条8号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 高齢福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報-1. 特定個人情報を取り扱う事務-③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイル名	介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	介護保険情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の61,62,93,94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第32条、第33条、第46条、第47条  (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,57,58,61,80,81,83,87,90,94,95,117の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条 ※別表第二の30,33,39,58,90,95,117の項に係る主務省令未公布	(情報提供) ・番号法第19条7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2 ※別表第二の30、46、83、90、95、117、120の項に係る主務省令未公布 (情報照会) ・番号法第19条7号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第46条、第47条	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-①部署	健康医療部 高齢福祉課	福祉部 高齢福祉課	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	高齢福祉課長 山崎 紀佳	高齢福祉課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ-連絡先	健康医療部 高齢福祉課	福祉部 高齢福祉課	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	平成31年2月1日	令和2年2月14日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 1. 2. いつの時点の計数か	平成30年12月12日	令和2年1月27日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 2. いつの時点の計数か	平成30年12月1日	令和2年1月27日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IV リスク対策 8. 監査-監査の有無	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2 ※別表第二の30、46、83、90、95、117、120の項に係る主務省令未公布 (情報照会) ・番号法第19条7号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第46条、第47条	(情報提供) ・番号法第19条7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2 (情報照会) ・番号法第19条7号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第46条、第47条	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2 (情報照会) ・番号法第19条7号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号) 第46条、第47条	(情報提供) ・番号法第19条8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2 (情報照会) ・番号法第19条8号 別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号) 第46条、第47条	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月5日	表紙-公表日	令和4年1月14日	令和5年2月10日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月5日	II しきい値判断項目 1. いつの時点の計数か	令和4年1月14日	令和4年12月5日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月5日	II しきい値判断項目 2. いつの時点の計数か	令和4年1月14日	令和4年12月5日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月5日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- ③システムの名称	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	表紙-公表日	令和5年2月10日	令和6年3月22日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 1. いつの時点の計数か	令和4年12月5日	令和6年3月22日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 2. いつの時点の計数か	令和4年12月5日	令和6年3月22日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施